

## 交第3号議案

### 横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正

横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文子

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正する条例

横浜市高速鉄道運賃条例（昭和47年10月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表中「1.08」を「1.1」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の横浜市高速鉄道運賃条例の規定による旅客運賃で発売した回数乗車券、定期乗車券及び団体乗車券は、この条例による改正後の横浜市高速鉄道運賃条例第9条第1項の規定にかかわらず、その通用期間中に限り、使用することができる。

#### 提 案 理 由

高速鉄道の旅客運賃について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市高速鉄道運賃条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

別表（第4条第1項）

運賃の種類	運 賃 の 額		乗車券の種類
普通旅客運賃	大 人	<p>次の各号に掲げる区間に                      じ、当該各号に定める額に<math>\frac{1}{1}</math>  <math>\frac{1}{08}</math>を乗じて得た額（その額に                      1円以上10円未満の端数がある                      場合は、その端数を10円に                      切り上げる。）</p> <p>(1) 1区            191円                      (2) 2区            220円                      (3) 3区            248円                      (4) 4区            277円                      (5) 5区            305円                      (6) 6区            334円                      (7) 7区            362円                      (8) 8区            391円                      (9) 9区            420円                      (10) 10区          448円                      (11) 11区          477円                      (12) 12区          505円</p>	普通乗車券
		(省 略)	
(省 略)			
		<p>次の各号に掲げる区間に                      じ、当該各号に定める額に<math>\frac{1}{1}</math>  <math>\frac{1}{08}</math>を乗じて得た額（その額に                      10円未満の端数がある場合は                      、その端数を四捨五入する。                      )</p> <p>(1) 1区            7,429円</p>	

通勤定期旅客運賃	1箇月	(2) 2区	8,543円	通勤定期乗車券
		(3) 3区	9,658円	
		(4) 4区	10,772円	
		(5) 5区	11,886円	
		(6) 6区	13,000円	
		(7) 7区	14,115円	
		(8) 8区	15,229円	
		(9) 9区	16,343円	
		(10) 10区	17,458円	
		(11) 11区	18,572円	
		(12) 12区	19,686円	
(省 略)				
通学定期旅客運賃 (甲種)	1箇月	次の各号に掲げる区間に応じ、当該各号に定める額に $\frac{1}{1.08}$ を乗じて得た額 (その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を四捨五入する。)		通学定期乗車券 (甲種)
		(1) 1区	4,572円	
		(2) 2区	5,258円	
		(3) 3区	5,943円	
		(4) 4区	6,629円	
		(5) 5区	7,315円	
		(6) 6区	8,000円	
		(7) 7区	8,686円	
		(8) 8区	9,372円	
		(9) 9区	10,058円	
		(10) 10区	10,743円	
		(11) 11区	11,429円	
		(12) 12区	12,115円	
(省 略)				
(省 略)				

(備考省略)